



<論説>明治前半期における堺商工業の推移

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00002375">https://doi.org/10.24729/00002375</a>

# 明治前半期における堺商工業の推移

藤井 定義

## 目次

- 一 はしがき
- 二 堺および堺県の区域変遷
- 三 堺の商工業
  - I 株仲間の解体
  - II 商業
  - III 工業
- 四 あとがき

## 一 はしがき

かつてわたくしは堺における商工業発達の研究序説として、大和川開鑿後における堺の米穀・綿・酒造・鉄炮製造業について述べた<sup>1)</sup>。その稿の結論として「大和川開さく後、堺が大阪の発展のため何もかも奪われてしまったというよ

うな結果は全くなく、またそのような推察はほとんどあてはまらないように思う。しかし明治以後の堺は遂にこの現状維持はできなくなっていたようである。それにはあまりにも資本主義経済の波が強すぎたのであろうか。完全に大阪の衛星都市となり、宿り木的存在になってしまったのである」と述べ、今後の研究課題として、堺の発展について考えるときには、このあたりから検討すべきであると論じたのである。

一般にわが国の産業資本の原始的蓄積の完了は明治二〇年までとされている。しかしこの期間における大阪の経済はほとんど発展しなかった。このことは江戸時代大阪は政治の中心からおくはなれ、さらに維新以後は東京へ遷都され、そのため大阪商人は政治的にはもちろん経済発展にも無関心であり、旧来の経済維持に専心し、ただ現状をいかに有利に導こうかということのみ重点をおき、新時代に対処するだけの企業的経営精神を持ち合わせるだけの新知識の導入などあえて行わなかったからである。したがって進歩性の乏しい旧習をいかに温存しようかということに狂奔していたので、伝統ある商家がこの期間につきつぎと破産する憂き目にあったことがわかる。

本稿は右に述べた研究課題に一步近づくために明治二〇年頃までの堺の商工業の推移についてしたためたのである。さらにこれによってこの期間に堺と大阪との関係がどのように変化しだし、資本主義経済発達のため伝統ある堺が大阪の衛星都市と化するかということも合わせ考察しようと思う。なお本稿で使用した史料はすべて堺市立図書館所蔵の堺市史史料（写本）によるものである。

〔註〕

(1) 「近世日本の経済と社会」二〇九―二三三頁。

## 二 堺および堺県の区域変遷<sup>1)</sup>

まずこの期間における堺および堺県の区域の変遷を概観し、どのようにして大阪府に合併されたかを知ることにする。これによって当時の大阪府下における堺地区の地位が明らかになるからである。

堺は元米大阪と同様に天領であって、堺奉行の管轄のもとにあつたが、慶応三年（一八六七）八月に堺奉行は廃止されて従来の奉行事務はすべて大阪町奉行の所管となつた。明治維新直後堺は薩・長・土の三藩などが警戒にあつたが、大体明治初年から五年頃までは「中央政府の手が未だ地方に及ばなかつたのと、堺自身も亦新政に副ふ丈の素地を作るに至らなかつたのとで、町内の自治制度は大体旧幕府時代の儘踏襲され<sup>2)</sup>」ていた。

さて堺が属する府県の行政区域であるが、明治元年（一八六八）六月大阪府から分離して堺県が設けられ、当時大阪府判事であつた小河弥右衛門が知事に任命された。当時の堺県の管轄区域は泉州一円と定められた<sup>3)</sup>。

ついで同年七月堺県は旧京都守護職松平肥後守容保の役地を収め、翌二年二月に泉州にある関宿藩久世大和守領地を入れ、また大和川以南における摂津県の管地を収める。同年八月には旧河内県が廃止されて本県の管轄となり、さらに紀州高野山が当分の間入れられ、また狭山・一橋・田安三藩の旧支配地をも含めた。

一方明治三年二月には大和国に五条県が設立されたので、本県の当分管轄であつた高野山と旧河内県の石川郡・錦部郡を同県に引渡したが、同年三月には高德藩支配地・宇都宮藩領所、四月熊本藩支配地、一〇月土浦藩支配地、二月岸和田・高槻両藩領所をそれぞれ本県に所属させている。四年七月には廃藩置県が行われ、従来各藩はすべて県と称せられるようになった。ところが堺県は同年十一月に地方府県改革が行われるや、河内・和泉の両国全部を管轄するようになった。

さらに七年八月本県は大阪府管地のうち、西成・島上・住吉の三郡の飛地を入れ、九年四月には奈良県が廃止されて、その管地のうち、大和国はすべて本県の所屬となり、ここに堺県は河内・和泉・大和の三方国という大所帯とな

った。

しかし一四年二月に本県は廃止されて、その管地は大阪府に合併され、堺は大阪府大鳥郡堺区となった。堺県設置以来一四年目である。しかし合併前の堺県は大阪府よりはるかに広大であった。すなわち堺県は「地租百四十九万九千三百五円六十八銭八厘」に対して大阪府は其約二分の一、五十八万八千八百五十八円七十銭一厘であり、戸数に於ても堺県の二十万七千三百二十一戸に対して、大阪府は十五万七千二百戸に過ぎず、人口は堺県九十三万七千四百十五人に対し、大阪府は五十五万三千七百七十七人であった。更らに之を各府県の平均数から見ると平均人口八十九万、平均地租百九万余であったから、大阪府は平均数に足りない有様であり、堺県は優に平均数を突破してゐた訳である。されば堺県合併後の大阪府は全国府県の平均数を超過し地租二百八万千六百四十四円三十八銭九厘、戸数三十六万四千五百二十一戸、人口百四十九万千九百九十二人の数字を示す事となった。かく大阪府が一躍大府となったのは一に堺県の合併に因ったからである。<sup>4)</sup>

降って明治二二年全国三六都市が市制施行地に指定された際に堺はその一つとなり、ここに堺市が誕生したのである。当時の市域は北は大和川をへだてて大阪府東成郡安立町に対し、東は大鳥郡向井村、舳松村に接し、南は大鳥郡湊村に連なり、西北隅には大鳥郡三宝村を残して大阪湾に面し、東西一八町三九間余、南北三一町三六間余、総面積三・六七平方キロであった。<sup>5)</sup>これを大和川開さく当時と比較すると相当大きくなったものとみることが出来る。<sup>6)</sup>

〔註〕

- (1) 大阪府全志第一卷 三六五頁以下。
- (2) 堺市史第三卷 七九八頁。
- (3) (1)に同じ 三七一頁。
- (4) (2)に同じ 八九三頁。

(5) 堺市制施行七〇年誌 九一・二頁。

(6) 「大和川開サク中世の堺に較べると、相当程度の市域の膨脹があったものと考えられる。即ち大和川流出の土砂のため、堺の西海岸の地は、或程度埋立てられたと見るべきであるから、中世（元禄以前）の堺の市域は土居川の半円の中と内川の線の中に抱擁されていたと解せられ、従つて、その市域は二・三平方キロだったと推定される」（5に同じ）。

### 三 堺の商工業

明治時代に入ると堺の商工業もしだいに近代的に整備されてくる。その具体的な第一歩は旧商工業者が組織していった株仲間の解体である。そこでまず株仲間の解体について考察し、しかるのち主要な商工業として米穀商・綿商・木綿商・酒造業・緞通業・紡績業について述べることにする。

#### I 株仲間の解体

明治初年における堺の株仲間数は不明であるが、四年の株仲間は六三仲間になっているので、初年の株仲間はずっと多かったものと想像される。ところが元年七月戎島山本町に商法会所が設立され、株仲間と対立をなし、この株仲間解体という過渡期に現われた一つの産業機関であった<sup>1)</sup>。この商法会所設立の意義について「堺市史」<sup>2)</sup>は「此の商社は固より維新の際に動揺を受けた産業界の対策上設けられたもので、諸商業の取締をなし、商業の興隆を図るにあらざり、就中株組織に対して整理を行った事は注意すべき事である」と述べている。しかし「堺市史」の述べているようにこの商法会所が株仲間整理上のために設けられ、また実際に整理を行ったかどうか疑問があるので、今少し「堺市史稿」<sup>3)</sup>によりこの点を明らかにしておきたい。

まず会所設立の目的であるがそれについては「慶応戊辰（明治元年）註引用者）七月県官ニ司商之職員ヲ置キ、県

下ニ商社ヲ開キ商賈ヲシテ入社セシメ、資金ヲ貸与シ商ヲ通ス」とあり、またその「管内布達」の中には「今般商業ヲ盛大ナラシメン為メ堺戎嶋山本町ニ於テ商社ヲ建設シ一般入社セシメ商業為取扱候、各尽力洪業ノ基ヲ興スベク」とあるから、この会所は商業興隆のために設けられたといふことができる。さらに「同年（明治元年）註引用者）十月堺港ニ改船局ヲ設置シ、輸入ノ物品ヲ点検セシメ、品目量数ヲ商社及ビ街衢ニ掲示シ互市之便ニ供ス」と述べて「何品ニ限ラズ、望ノモノハ商社ヲ經由シ取引売買可致」と布達されているから、堺港での輸出入品の取扱いは、この会所が独占し、商人は取引をするためにはこの会所に入社しなければならぬとされていたと解すべきではなからうか。会所の機能性格をこのように推察することが妥当であるとすれば、これは株仲間を整理するために設けられたというよりは、むしろ株仲間に対抗させるために設立されたものと規定できはしないであろうか。

また「堺市史」はこの会所が株仲間の整理上から設けられたと述べているけれども、株仲間を整理するどころか、かえって明治三年一〇月会所自からを廃止しなければならなかった運命をみるならば、会所設立そのものが、明治新政府の出した「商法大意」（明治元年五月）の株仲間人数増減勝手次第ということに逆行していると解される。この点「明治三年庚午十月商社ヲ廢シ、商売入社營業之束縛ヲ解ク」という会所廢止の理由と対照すれば明瞭となるであろう。しかも会所が廢止されたときは株仲間の方はまだ余命を保っていたのである。

株仲間も商法会所も明治新政府が標榜した職業・売買自由の方針に対し、かえって束縛となったことは大同少異であり、外形上新旧の違いはあっても、両者ともいぜんとして旧組織を維持しようとする機構であったと思われる。つぎの「管内布達」がその間の事情を物語っているようである。

「諸商業ノモノ新規營業商社江加入之際、其業体ニ応シ株料トシテ金子差出シ、商社入費等ニ相充テ度段申出有之ニ付承届置候処、商社取結候テハ却テ商業上差支有之趣相聞候ニ付、右ハ今般相廢候条各自自由ノ商法其力ニ応シ可相當、因テ以後株金差出スニ

不及、尤商業ノ株式ヲ解放ス儀ニハ無之候条、従前之通社中ノ規則ヲ守リ商業可相當事」

堺の株仲間は「明治六年十月管内商売交互ニ同業ヲ妨害スル弊害ヲ除去ス」とあるから、この頃まで継続したものとみられる。「堺市史」は株仲間の解体については「株解放の布達がなく、六年十月の布達に『庚午年（明治三年）註引用者）諸仲間総て相廢し、無拋事情ある仲間のみ鑑札相渡し云々』（堺県史稿）とあるから、三、四年の交から漸次株組織が解体したと見るべきである」となしている。したがって株仲間は明治三、四年頃からしだいに解体しはじめたが、六年頃にはまだ存在していたものと認められる。

しかし株仲間はこの間に完全に解体したわけではなく、警察の取締り上からいわゆる三商の株（質屋・古手屋・道具屋）は存在していた。のちさらに八商（質屋商・古着売買商・古道具売買商・古銅鉄売買商・時計売買商・紙屑売買商・古本売買商・潰シ金銀売買商<sup>6)</sup>）と増加しているが、三商同様警察関係の株のみ認めているようである。

以上のような経緯をたどって堺の株仲間は解体する。のちに仲間組合が生ずるのであるが時代は明治一四年以後になる。

なお商業機関としては、堺商工会議所の前身である堺商業集会所が明治一二年九月に設立されている。またこの外特殊なものとして北海道産物改所・堺県米会所があるが、直接本稿とは関係がないので割愛する。ただ堺商業集会所は「大阪商法会議所の会頭五代友厚等の勸奨に由るもので、当時外国貿易条約改正に就いて論議されてゐた際の事として、堺に於ても是等の問題に就いて意見を吐露し、或は商業の振興を爲るために会場設置の必要<sup>7)</sup>」を認めたので、大塚三郎平・藤本莊太郎等が総代となって創立したことをのみを記して、大阪商法会議所からの勧めによって設けられたことを記憶にとどめておく程度にする。



(一) 米 穀 商

米穀の取引は他の商業とは異なり、別に動搖を受ける筋合いのものではなかったのに、明治三年諸株廃止の際、問屋、岡仲間と共にあった米穀浜仲買が多く廃業した。<sup>8)</sup>ここにいう岡仲買とは「地方産陸輸入ノ品ヲ購入シテ、白米商其ノ他營業資料ニ供スル者ニ売捌ク者」をいい、また浜仲買とは「入船ノ際問屋ト荷主又ハ船頭ト立会ヲ為シ價格ヲ評定シ、問屋ノ手ヲ経テ購入シ市ノ内外白米商其他酒造業等総テ營業資料ニ供スル者へ売捌ク者」をいうのである。<sup>9)</sup>この浜仲買が廃業した理由について「堺史料類纂」<sup>10)</sup>の中に

「明治維新ニ移リ廢藩且ツ田畑ノ租税米納ヲ廢セラレシ以降、大和河内和泉ノ各地ヨリ陸輸入米饒多トナリ、自然海路輸入米ノ減縮ニ従ヒ、浜仲買商ノ数ヲ減ゼシト株組織ノ解放等ヨリシテ、問屋仲買共ニ其数大ヒニ減ジ」

たとあることで明らかであると思う。

当時の米穀取扱商数は第一表のごとくであった。<sup>11)</sup>ここで最も目につくのは浜仲買人が五年から一〇年にかけて、全

第一表 米穀取扱商数表

明治元年	問屋人員	仲買人員	
		浜仲買人	岡仲買人
〃 五年	五人	一七人	三八人
〃 一〇年	五人	一三人	三二人
〃 一五年	三人	〇	三九人
〃 二〇年	三人	〇	三七人
〃 二〇年	二人	〇	三五人

く消滅していることである。この点については前述の史料から船による米の輸入が皆無となったため、浜仲買人が廃業したものとも推察できるが、一方には「明治八年頃ヨリ浜仲買、岡仲買両者合同組合トナリテ其ノ業別ヲ制限セズ」<sup>12)</sup>ともあるから、あるいは両者の合計を岡仲買人として記しているのかもしれない。

株仲間組織解体当時の状況については「株解散ノ令出テシモ、何分百数十年間ノ習慣アリ、且ツ仲間組合ハ総テ先規ニ遵フノ慣行ナルニヨリ、解散ノ当時ト雖モ異状アラザリシナリ<sup>13)</sup>」と記されていて、これによれば米穀商はまず平穩無事であつたわけである。

株仲間組織解体後つぎにできた仲間は同業組合<sup>14)</sup>であつたが、このころになると米穀商の営業は交通機関の発達により縮少されてきた。<sup>15)</sup>すなわち「汽車・汽船・郵便・電信等交通々信ノ機関発達ニ因リ、需用供給地間相互ニ日々ノ状況即時ニ聞知シ得ラル、ニ従ヒ、商人ハ其ノ日買ヒト云ヘル如キナレバ、自然商品ノ聚散ハ實際ノ消費数ニ超ヘザルガ如クニシテ、商業ノ規模大ヒニ縮少セリ」という。近代の運輸、通信施設の発達のため、今までのスペキュラティブな取引が縮少されていったことを物語っている点は興味を引く。このことが米穀取扱商（問屋人員・仲買人員）を減少させた原因と考えてよいと思う。組合組織以後、米穀取引の業体には変化がなかつたということであるから、<sup>16)</sup>つまり問屋・仲買・小売の三商で従前どおりに商いを行ったであろう。

商品の仕入先・仕入方法上の変化としては、廃藩以後各藩の廻米がなくなり、かつ右述したように、運輸関係の発達にもない、入津期がなくなり、その結果問屋業の取扱が減少した<sup>17)</sup>という。販売先および販売方法の変遷は、販売先地方は当堺をはじめ、紀伊・和泉・大和・河内・山城などの各地方であり、やはりその取扱数は減縮したといひ、<sup>18)</sup>その他については変遷なしという。

最後に問屋口銭・仲買口銭をみると、明治七、八年において、問屋口銭は三分、仲買口銭は五分である。<sup>19)</sup>問屋・仲買の米穀取引高は不明であるが、「大阪府誌<sup>20)</sup>」に「堺米雜穀販賣業組合販賣高累年表」が記載してあるので記しておく。

第二表 堺米雜穀販売業組合販売高累年表

計	雜穀		麥		米		年
	(円)	(石数)	(円)	(石数)	(円)	(石数)	
一、三六八、九八四	二八六、八〇〇	一六七、七〇〇	一四二、八八四	三七、八〇〇	一、〇五八、四〇〇	二二〇、〇〇〇	明治元年
一、五四九、一〇〇	二〇五、〇〇〇	一六六、六〇〇	一〇七、五〇〇	二七、〇〇〇	一、二七五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	同五年
一、八一、〇〇〇	一九一、〇〇〇	一八九、〇〇〇	一六二、五〇〇	二五、〇〇〇	一、四五九、五〇〇	一三九、〇〇〇	同十年
一、六二五、六〇〇	一八九、一〇〇	一八一、五〇〇	一四二、六〇〇	二四、六〇〇	一、三〇一、五〇〇	一三七、〇〇〇	同十五年
一、五一、九七〇	一八七、四〇〇	一六九、四七〇	一一九、五〇〇	二四、五〇〇	一、二三三、〇〇〇	一三六、〇〇〇	同二十年

(二) 綿 商

まず綿問屋および仲買の趨勢からみると、江戸時代の後期、綿（実綿・繰綿）の集散地であった堺は、明治に入ってからほしだいに昔日の面影を失い、これにつれて同業者も漸次減少した。すなわち明治元年の間屋四人、仲買三十六人は、五年には問屋三人、仲買三五人、一〇年には問屋一人、仲買三四人、一五年には問屋一人、仲買三〇人、二〇年には問屋一人、仲買三四人、そして二五年には問屋一人、仲買二四人となり、天保時代の問屋六人、仲買五七人、

嘉永時代の問屋六人、仲買五三人と比較すれば著しく減少した。

このように同業者数が減少していったのは、「堺史料類纂」によると、つぎのような事情によるものである。すなわち江戸時代の綿取引の様相は大体明治三年頃までは変化がなかったが、四年の廃藩により、今まで藩の保護を受けていたものが藩の保護を失い、直接自から売りさばかねばならなくなったことが第一の理由である。第二に年をおって汽車汽船など交通機関の発達にもなつて商品運輸が自由になったため、大阪商人の手に直接集まるようになったからである。第三は紡績業が漸次発達にしたがつて、今までの繰綿に代つて紡績総糸が需要され、そのうえ内地棉作が引き合わなくなつて、内地産綿の減少をみたこと。第四に広島鍛冶文と称する人が綿繰機械を発明したため、棉産地においてその機械を使用する綿仲買者が増加してきたことなどをあげている。

当時の堺に集散した実綿・繰綿の数量と価格については第三表を参照されたし。集散いずれにおいても衰退の路を歩んでいたことを物語っている。仲買商の仕入地は河内・和泉・摂津・大和などであり、販売は各地の荷明船の寄港して積み去るものとしていたので不明である。実綿は一斤(二二〇匁)をもって単位とし、口銭は五分、繰綿は一貫匁を単位として、口銭は九厘であつた。

第三表 実綿・繰綿集散数表

明治元年	集 之 部		綿		繰		綿	
	実	繰	綿	繰	綿	繰	綿	
	数 量 (斤)	価 格 (円)	数 量 (匁)	価 格 (円)	数 量 (匁)	価 格 (円)	数 量 (匁)	価 格 (円)
明治元年	一、六二一、二〇〇	二六七、四九八	四六三、二〇〇	九五四、一九二				

		散之部		
同 五年	一、七〇五、九〇〇	一九九、五九〇	四八七、四〇〇	七一四、〇四一
同 一〇年	一、三五九、九〇〇	一七五、七八七	四五三、三〇〇	七三八、八七九
同 一五年	一、〇八三、六〇〇	一一三、七七八	三六一、二〇〇	四七四、九七八
同 二〇年	八〇六、二五〇	七九、〇一二	三二二、五〇〇	三九八、二八七
同 元年	三三〇、〇〇〇	五四、四五〇	六二五、四五五	一、二八八、四三七
同 五年	一五〇、〇〇〇	一七、五五〇	六五七、九九〇	九六〇、六〇〇
同 一〇年	八五、〇〇〇	一〇、四〇〇	五八九、二九〇	九六〇、五四二
同 一五年	〇	〇	四六九、五六〇	六一五、一二三
同 二〇年			四〇三、一二五	四九五、八四三

(三) 木 綿 商

木綿商も綿商同様衰退した。維新前、河内・和泉の各地で製織された木綿は堺の木綿商の手を経て京阪をはじめ各地に移出されていたので、堺はその集散市場であった。<sup>23)</sup>しかるに後述するように、明治に入りしだいに紡績業が発達するにともなって、堺の地位も後退するのである。

まず問屋・仲買の人員をみるならば、株仲間解体の際には「株制解体当時ノ情況ハ古老ノ記憶ニモ存セザルヨリ見レバ、別ニ差シタル事ナカリシガ如シ」という。<sup>24)</sup>明治四年には問屋四九軒、仲買九二軒<sup>25)</sup>あったものが、一〇年には問屋二四戸、仲買六〇戸となり、一五年問屋一八戸、仲買四〇戸、二〇年問屋一六戸、仲買四〇戸になっている。この

数字からみれば、とくに問屋の方が仲買より多く打撃を受けたものと考えられる。

このように問屋・仲買が衰退していったのは紡績業の発達によるものであるが、さらに交通機関の発達などの影響が大きいことも見おとしてはならない。つぎの史料がそれを明瞭にしている。

「西洋形船舶ノ航海アラサリシ已前ハ、北国向キノ我木綿類ハ毎年春秋彼岸ノ二季ニ船主ノ銘々木綿類ヲ積ミ入レテ彼ノ地ニ至リテ、其ノ帰リ荷トシテ彼ノ地ノ産物ヲ積ミ来リテ大阪ノ地ニ売捌ク習慣ノ行ハレタルナレハ、売掛代金ハ半年後ニアラサレハ問屋ノ手ニ入ラサリシモ、之レニハ相当利息ヲ附シタレハ比較上利益モ少ナカラサリシニ、西洋形船舶ノ往来頻繁トナリシニヨリ此ノ金利ヲ附加スルヲ得ズ、問屋老親ノ利益ハ自ラ減削セラレタリ、又鉄道ノ便開ケシヨリ大阪商人ノ我ガ地商人ノ手ヲ経ス直チニ郡部ノ織屋ト取引ヲナスモノアルニヨリ、我地仲買人ノ販売力ハ減殺セラレタリ」

という。大体以上が衰退原因である。

この間、明治一四年一〇月に木綿商組合を設立し、堺中ノ町に事務所を置いた。<sup>27)</sup>そして特に尺巾の検査と織元の判明とを実行したため、製品が確実になり、仕向地の信用を博したとのことである。

木綿の仕入地は和泉・河内・大和などであり、その販売地は京阪をはじめ、北海道・奥羽・九州などが主であったらしい。問屋口銭は平均二、三步であり、仲買口銭は平均一步ということではあるが、その時々多少の差はあったようである。<sup>28)</sup>

### III 工 業

江戸時代に発展した鉄炮工業は、今期に入って全く姿を消した。その経緯などは不明であるが、「堺市銃炮製造の創始及現況<sup>29)</sup>」の中に「本業ハ天文年間中ノ創始ニシテ、爾来頗ル盛大、一ケ年凡一千二百挺ヲ製出シタルモ、近年ニ至リ全ク廢絶ノ姿トナリ、職工モ亦他業ニ転ジ、僅カニ需要者ノ求メニ応ジ製作スルノミ」であると記し、その産額および価格として、戸数一〇、営業人数六五、産額五、価格三五、職工七五、賃錢上等三〇〇、中等二七〇、下等二

四〇という数字を示しているが、単位も不明、何時ごろの史料であるかも不詳である。しかし大体明治二〇年頃の史料と考えてよいのではなからうか。明治三〇年代から発達した自転車工業は、この伝統工業である鉄炮鍛冶の技術を伝承し、それに素地をおくといわれているが、この点は後日の稿にゆずる。

つぎに江戸時代後期から発達して、堺の特産物となったものに緞通織物業がある。また明治初期に全国で第二番目にこの町に建設されたイギリス紡績機による紡績業が登場する。以下今期における代表的工業として酒造業・緞通織物業および紡績業について論ずる。

#### (一) 酒 造 業

酒造業はやはり堺の伝統ある工業の一つで、今期にも大体その名を維持した工業であった。幸い堺の「酒工経済参考書」<sup>30)</sup>に慶応三年以後明治一五年までの酒造軒数が記載してあるので、その推移がわかる。これによれば、この期間における経営は、衰退もしなければ、それほど発展したということもみられない。したがって江戸時代の酒造高を保っていたものと推察できるし、株仲間が廃止されたからといって、ほとんど影響は受けなかったものと考えて差支えあるまらぬ。

つぎに酒造高である。二、三の史料から検討すると、年によって酒造高が多少相違しているが、これはいかなる理由によるものか知りえない。また酒造家数もほとんど変化していないが、明治一八、九年頃より急激に減少を示している。これまた理由が不明である。しかし酒造高は酒造家数減少ほどには減じていない。このことは酒造家がしだいに規模が大きくなったことを示すものとみられるであろう。

堺の酒は輸出を主としていたようである。すなわち「当堺ノ製酒タルヤ、古来専ラ之ヲ全国各地ニ輸出スルモノニシテ、乃チ醸造家毎ニ得意場ト唱ヘ、某ハ北海道、某ハ九州、某ハ某地ト各自売捌仕向先アリテ、其期節ニ大同遅速ア

第四表 酒造軒数および酒造高表

〃 一〇年	〃 九年	〃 八年	〃 七年	〃 六年	〃 五年	〃 四年	〃 三年	〃 二年	明治元年	慶応三年	軒数	新業規	酒造高
八八	八五	八七	八五	八五	八五	八五	八二	八五	八五	八四	新業規	新業規	石
新業規 九二	新業規 八六	新業規 九一	新業規 〇〇	新業規 七七	新業規 七七	新業規 五八	新業規 七四	新業規 五五	新業規 一九〇	新業規 七三	新業規	新業規	石
三四、一六八・〇八六	/	/	三七、八六一・七五〇	/	/	/	/	四四、三〇六・四〇〇	四三、六九六・九〇〇	四三、四五六・二〇〇	新業規	新業規	石
〃 一三年	〃 一二年	〃 一一年	〃 一〇年	〃 九年	〃 八年	〃 七年	〃 六年	〃 五年	〃 四年	〃 三年	軒数	新業規	酒造高
八七	九五	八九	八七	八八	八八	八七	八七	八七	八八	八七	新業規	新業規	石
新業規 四六	新業規 二八	新業規 三四	新業規 二八	新業規 二八	新業規 二八	新業規 二八	新業規 二八	新業規 二八	新業規 二八	新業規 二八	新業規	新業規	石
五〇、五三五・三四二	六〇、三四六・五七六	五〇、一一六・七六一	四七、五九九・三三三	五〇、五二二・九八二	四四、八四〇・三八五	六三、八七六・二七八	五〇、四九〇・三八四	四一、一六〇・四四六	五七、二〇八・一〇八	五五、六一〇・二一〇	新業規	新業規	石

明治前半期における堺商工業の推移



レドモ、多分新酒仕上り直ニ輸送ニ着手シ、其盛ニナルニアリテハ、自家ノ醸造高限リ得意先注文ニ不足ヲ来スヲ以テ、尚ホ他家ノ製酒ヲ購補シ其需求ニ供スルニ至ル<sup>31)</sup>と。「また堺酒ハ土地ノ需用ヨリモ他地方ニ向テ輸出スルヲ目的トス<sup>32)</sup>」などと述べていることで明らかである。

堺清酒の輸出仕向先は、明治一九年には東京(八八二・九八四石)、北国(九〇五・六〇〇石)、北海道(七、二〇九・〇九八石)、四国(二、五七〇・〇二二石)、中国(一、九九一・〇〇五石)、九州(八、九八四・三一二石)、近国(一、二一四・一五八石)、琉球(六六・三〇〇石)、朝鮮(一九五・三〇〇石)、魯領ウラジホ港(四・〇〇〇石)で、合計二四、〇二二石七斗七升八合の清酒が堺から輸出されていた。この年の酒造高四一、一六〇石四斗四升六合からすれば、その約六割が輸出されていたことになる。なお「堺市史<sup>33)</sup>」によれば当時堺港からの輸出品目中酒が最高額を示していたというから堺における酒造業の地位も明らかである。

## (二) 緞 通 業<sup>34)</sup>

緞通は今期からはじまる主要特産品である。以下「商工誌<sup>35)</sup>」からこれについて略述しよう。

堺緞通は天保二年(一八三一)藤本荘右衛門が和泉屋利兵衛に托して、支那製緞通に模して製織したものに始まる。しかし「緞通は勿論支那製の模造なりと雖ども、初は肥前国佐賀に伝来したるものにして、是れ実に本邦に於ける嚆矢なりと云ふ」と述べているから、わが国ではすでに堺以外で支那緞通を模倣していたのであるが「当時其技術寧ろ拙劣なりしに反し、価格極めて高貴にして、一般需要に適せず」という状態であった。そこで堺で緞通が製出されだし、製法に改良が加えられたのであるが当時はまだ産額が少なかった。降って嘉永年中(一八四八―五三)奈良屋市次郎に製法を伝え、さらにまた慶応年中(一八六五―六七)村田孝平および野木井又三郎がその製法を伝習するに至って、産額がしだいに増加し、その製品は前述した藤本荘右衛門が一手に引受けて、京・大阪の商人などに販

売っていた。

一方万延年中（一八六〇）摂津国東成郡住吉村の星野卯兵衛という人が、綿糸を用いてピロード織法に倣い、一種の織物を発明し、これを藤本荘太郎に依託販売するに至った。同氏はさらにこれに各色を配合した襦袢様を摺込んだ。ここに切緞通（一名摺込緞通）ができた。これに対して前者の製法は染糸を用い、種々の花紋様を編込むから編込緞通という。ここに緞通の二種ある由来があるわけである。

さて緞通は明治一〇年頃までは一般に普及するに至らず、もっぱら在日居留の外人などが室内敷物として用いていた程度にすぎなかった。しかるに堺の南宗寺において、明治一〇年勸業博覧会が開催され、その際に緞通が出品されて、はじめて全国に伝播しだし、<sup>36)</sup>そして需要が増加したのであった。この当時になるとすでに住吉村にても自営販売する業者ができ、これを住吉緞通と唱え、堺緞通と区別していたが、精粗の点など堺緞通が優れていたという。

翌一一年<sup>37)</sup>藤本荘太郎（荘右衛門の孫）は外国貿易品として緞通を、米・仏二国へ輸出したところ、大いにこれが当って、さらに技術を精研し、その意匠の優美と染色法に改良を加え、内外国人の信用を博するに至った。明治一三、四年頃に、外国輸入の米袋・紡績その他表包の廃物を利用し、その太布糸を解放し、これを緞通の原料として、製織することを発明し、これを麻緞通と称した。この緞通は海外輸出に適し、その額は綿緞通の数倍に達し、明治一六、七年頃にはその製造高の八、九分は輸出に供せられたのである。

以上が緞通の発生ならびにその後の経過であるが、この時代はなお本格的な緞通生産の準備時代として取扱うべきで、<sup>38)</sup>統計的な史料などもあまり見当らない。明治一五年に織屋一七戸があったが、二〇年には実に八三戸の多きに至っている。このことは販路が急激に増加したことを示していると考えられる。ことに輸出品として麻緞通が発達した<sup>39)</sup>ことと対応するものであろう。二一年には九一戸、翌二二年は一〇九戸と織屋が増加している。「堺市史」によれば

「二十一年五月調査の統計によれば同業者七十三名、工場七十五箇所、職工一千四百余人、一箇年産額十萬、其価額十二万余円となつてゐる。<sup>40)</sup>」したがって緞通一疊分一円二〇錢ばかりである。また当時(二十二年)は「上等品ヲ製スルハ一日ノ功程凡弍十段(凡二寸斗)トス、下等品ハ二尺乃至三尺ヲ製シ得ラルベシ」と<sup>41)</sup>といった程度の生産量であつたことがわかる。

### (三) 紡績業<sup>42)</sup>

紡績業は堺における近代産業の先驅をなす。明治三年四月薩摩藩士石川確太郎(正竜)が藩命によつて、堺の戎島に英国製紡績機械による創業を開始したこと、それがわが国における第二番目の紡績所であつたことは周知のところである。堺紡績所は、廢藩後明治五年四月大蔵省勸農寮へ買上げられ、同年一〇月勸農寮が廢止されるにおよんで、租税寮に所屬した。七年には内務省勸農寮に屬し、さらに一〇年諸寮が廢止されたので、勸農局の所屬となつた。そして官物払下げにより一一年四月鹿児島商人肥後孫左衛門の手に渡り、後また川崎正左衛門の所有に移り、一四年八月川崎紡績所となつた。

この紡績所は明治三年四月に開業したが、当時はまだ製品の販路が開けず、營利的企業としては成りたつたなかつた。そこで六年大蔵省勸農寮の管轄になり、斜針紡績機二〇〇〇錘を据えつけて、日々一六〇斤内外の生産を行った。政府管轄当時の生産高は六年三万二千七百四拾五斤余。七年三万六千六百拾七斤余。八年五万〇九百四拾八斤余。九年工夫七四人、五万弍千弍百三拾六斤余である。

その後一一年四月肥後孫左衛門に払下げられ、堺紡績所が設立されたころになると、職工なども熟練してきて、日々二三〇斤ぐらいの生産ができた。一四年八月川崎正左衛門がこれを譲り受けて川崎紡績所としてからはますます製紡に務めるよう職工に奨励したので日々三〇〇斤以上の生産高となり、二〇年には一カ年の製糸高一八〇、五四七斤

余、蒸気機関二〇馬力一、資金二五、〇〇〇円、職工百二〇人ばかりとなったのである。<sup>43)</sup>  
 なお前後するが、明治一〇年頃にこの紡績所の技師桑村一邦氏はつぎのような決意<sup>44)</sup>を持ってこの營業にあたったことは、これからのち伸びんとするわが国のたのもしさを十分發揮した意見と思われるので紹介しておく。このような決意があったからこそ、短期間に産業資本が確立しえたという一面もうかがえるようであるから。

「抑モ機械ノ人力ニ比スヘカラサルハ今更喋々ヲ用ヒス、此紡績機械ノ如キモ始メ英人ノ發明スル所ニ係リ、之ヲ以テ家ヲ富マシ國産ヲ殖ス其例少ナカラス、稱シテ職業上ノ最モ便利ナル者トス

我紡績所タルヤ創業日尚ヲ浅ク、末タ諸人ノ其便ト益トヲ知ルニ由ナク、故ニ売路未ダ開ケサルモノアリ、是ヲ以テ初メニ費ス所今ニ償ヒ得サル有ト雖モ、進歩ノ効日ヲ追テ頭ハレントス」

という。

今期における私見の史料は以上の程度であるが、しだいに紡績業が發展していったことを示していることだけは明らかである。近代産業の萌芽の一つがここにあり、これがのちに泉州紡績株式会社として会社組織に変更され<sup>45)</sup>(二二年)、いよいよわが国の産業界に進出するのである。

〔註〕

- (1) 堺市史第三卷 八六七頁。
- (2) (1)に同じ 八六八頁。
- (3) 「自治(一)」のうち「堺県史稿」。
- (4) (3)に同じ 「勸農勸業之部」。
- (5) (1)に同じ 八七一頁。
- (6) (1)に同じ 八七二頁。
- (7) (1)に同じ 八七四頁。

- (8) (1)に同じ 八七八頁。
- (9) 「堺史料類纂商業(上)」のうち「米問屋」。
- (10) (11) (12) (13) (9)に同じ。
- (14) 「明治八年県税施行に際し、堺県の令達に由りて米問屋及び仲買の両組合を設けしが、当時問屋戸数は僅に三戸にして、仲買戸数は浜・岡を通じて三十九戸なりき。其の後明治十三年に至りて廃県併府となり、更に大阪府の管轄となるに及び、翌十四年大阪府甲第二百二十二号布達に由り、問屋仲買は各組合規則を判定して、更に府知事の認可を得たりき」大阪府誌第一編五六八頁。
- (15) (16) (17) (18) (19) (9)に同じ。
- (20) (14)に同じ。
- (21) (1)に同じ 八七八頁。
- (22) 「堺史料類纂商業(上)」のうち「繰綿問屋」。
- (23) (1)に同じ 八七七頁。
- (24) (22)に同じ。
- (25) (1)に同じ 八六九頁。
- (26) (22)に同じ。
- (27) 「工業(一)」のうち「堺諸組合沿革」。
- (28) (22)に同じ。
- (29) 「工業(一)」のうち「工業沿革調査参考書」。
- (30) 「工業(二)」のうち「酒工経済参考書」。
- (31) 「工業(二)」のうち「酒造改良試験所報告書称本」。
- (32) 「商業(四)」のうち「堺酒ノ販路」。
- (33) (1)に同じ 九四七頁。
- (34) 「大阪の堺だんつうは早くから羊毛糸を使用し、堺は明治以後カーペントの主産地として製品を輸出するまでに発展した。

明治前半期における堺商工業の推移

シナだんつうも堺だんつうも、ともに初めはまったくの手織で、たて糸を引きそろえて上から下に張っておき、それに一房ずつからげては手ばさみで切りそろえるようにしたあとで、よこ糸を通しておさ(箎)打ちを行うが、一日に織り上がる量の少ないことは想像のほかである。「商品大辞典」一〇七三―七四頁。

(35) 「工業(一)」のうち「商工誌綴通」。

(36) (29)に同じ。綴通の濫觴の項で藤本英太郎氏は「明治十年第一回内国勸業博覧会へ出品セシニ望外ノ好評ヲ得、売高モ総額四千円ニ至レリ」と述べている。

(37) 「当時綴通は従来の手編込と摺込の二種であつたが、事業の盛大となるに伴ひ、器械織法に關して改良し、屈曲せる鉄を工夫したり、模様摺込の法を改良して紙型や金型を用ひ十年以前迄は幅一間を限度としたが、村田孝平初めて二間の機を造つて十疊敷及び十二疊敷のものを編み出してより、十二年には藤本荘太郎四間機を造り十二疊敷以上五十疊敷までのものを編み出した。(1)に同じ 八八四頁。

(38) これを物語る史料として「十二年中堺紫庁ヨリ金五千円ヲ拝借シ、命ニ從ヒ種々ノモノヲ製セシガ販路意ノ如クナラズ、為メニ損失ヲ醸セリ、但シ拝借金ハ約定ノ如ク六ヶ月間ニ於テ悉ク返細セリ」などがある。(29)に同じ。

(39) (35)に同じ。

(40) (1)に同じ 九四六頁。

(41) (35)に同じ。

(42) 「工業(一)」。(35)に同じ。(1)に同じ 八八六―八八頁・九四四頁。

(43) 「堺史料類纂工業(下)」のうち「紡績業」。

(44) 堺市史第六卷 六六七頁。

(45) (1)に同じ 一一四〇頁。

#### 四 あ と が き

以上明治前半期の堺における商工業のうち重要と思われる二、三の部門について検討したのであるが、これらをと

おして考えられることは、この期間には堺はまだ大阪からの影響をほとんど受けておらず、独自の進歩をとげたことである。ことに工業における緞通製造業とか紡績業というような新工業の勃興をみたことであって、早くから工業的都市としての地位を築きつつ、堺の発展のために寄与したことは間違いないであろう。

一方この時期において大阪からの影響を受けなかったことは、当時の大阪自身がまだ近代的商工都市として十分に発展せず、したがって大阪の力を外部に進出させるだけの余力を生ずるところまで進んでいなかった。見方を変えていえば、大阪はまだあらゆる点で堺を衛星都市にするだけの力がなく、大阪自身の力が飽和状態に到達していなかったといえるのである。すなわち産業資本の確立を経過したのちにはじめて、大阪の力が周辺都市の上におよんでくるのである。

しかしこの期間の末期になると、交通あるいは金融の面から堺の地位はしだいに変化をきたしはじめ、大阪の衛星都市化への兆がみえだすのである。商業の面においてすでに早くから交通の発達の影響をおよぼしたことは前述のとおりであるが、これらの点についてはつぎの機会にゆずることにする。

〔附記〕

本稿をしたためるにあたって、いつも愛らぬ御好意を示された堺市立図書館の館長、館員の方々に厚く御礼申上げる。